

京都府公安委員会告示第112号

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

令和8年7月15日

京都府公安委員会
委員長 池坊 由紀

1 名あて人となるべき者

京都府宮津市字須津小字大谷58番地の4
株式会社善商（代表取締役 白川 善基）

2 聴聞の日時及び場所

令和8年7月30日（木）午後1時00分から
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3
京都府警察本部本館 1階聴聞室

3 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3